

令和8年度 定期予防接種のお知らせ

感染症から子どもを守るために、予防接種の効果と副反応をよく理解し、適切な時期に受けましょう。
(令和8年度から、すべての予防接種について個別に医療機関で受けることができるようになります。)

① お母さんが妊娠中に受ける予防接種（母子免疫：胎盤を通して胎児に抗体を移行させる）

種類	対象者	回数
RSウイルス感染症 (不活化ワクチン)	妊娠28週から37週に至るまでの間にある妊婦 (妊娠28週0日目から36週6日目までの妊婦) ※令和8年4月1日接種分から定期接種となります。	1回

② 子どもが受ける予防接種

種類	対象者		標準的な接種期間	回数および間隔
ロタウイルス感染症 (経口生ワクチン)	ロタリックス	生後6週から24週	いずれか一方のワクチンを使用 生後2か月から出生14週6日までに 1回目を接種	2回 27日以上の間隔をおく
	ロタテック	生後6週から32週		3回 27日以上の間隔をおく
B型肝炎 (不活化ワクチン)	生後1歳に至るまでの間にある者		生後2月に至った時から9月に至るまでの期間	3回 27日以上の間隔をおいて2回接種し、 1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目を接種
小児用肺炎球菌 (不活化ワクチン)	生後2月以上60月に至るまでの間にある者		生後2月から7月に至るまでの間に開始	<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種 3回 標準的には生後12月までに、27日以上の間隔をおく ・追加接種 1回 生後12月から15月に至るまでの間を標準的な接種期間とし、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降
5種混合 (不活化ワクチン) ジフテリア(D) 百日咳(P) 破傷風(T) ポリオ(IPV) ヒブ(Hib)	第1期	初回接種	生後2月に達した時から7月に至るまでの期間	3回 20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
		追加接種	生後2月から90月に至るまでの間にある者	1回 初回接種終了後6月から18月までの期間
	※4種混合とヒブで接種を開始した方は、残りの回数を5種混合で接種します。			
	第2期	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間(小学校6年生)	1回 ※ジフテリア(D)・破傷風(T)の2種混合ワクチン
結核(BCG) (注射生ワクチン)	生後1歳に至るまでの間にある者 (誕生日の前日まで)		生後5月に達した時から8月に達するまで	1回
麻しん風しん混合(MR) (注射生ワクチン)	第1期	生後12月から24月に至るまでの間にある者	1歳の誕生日後、早期に	1回
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者 (令和8年度は令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの者)	対象の時期がきたら、早期に	1回

※麻しん風しん混合については、ワクチンの供給不足により第1期・第2期を期間内に接種できなかった次の方は、特例として令和9年3月末まで定期接種を受けることができます。

<対象者>第1期：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方・第2期：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方

水痘 (注射生ワクチン)	1回目	生後12月から36月に至るまでの間にある者	生後12月から15月に達するまでの期間	1回
	2回目		1回目終了後6月から12月までの間隔をおく	1回 3日以上、標準的には6月から12月までの間隔をおく
日本脳炎 (不活化ワクチン)	第1期	生後6月から90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回 6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおく
			4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回 初回接種終了後6日以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期
	第2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間(小学校4年生)	1回

※日本脳炎については、積極的勧奨の差し控えにより第1期・第2期の接種が行われていない可能性がある次の方は、特例として不足分を定期接種として受けることができます。

<対象者>平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方：20歳になるまでの間(誕生日の前日まで)

種類	対象者	標準的な接種期間	回数および間隔
子宮頸がん予防ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症 (不活化ワクチン)	小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の女子 (小学6年生の4月1日から高校1年生の3月31日まで)	中学校1年生の間	開始年齢によって、接種回数及び間隔が異なります。 <ul style="list-style-type: none"> ・15歳の誕生日の前日までに開始した場合 2回 標準的な接種方法として、6月の間隔をおいて2回行う。 ただし、当該方法をとることができない場合には、5月以上の間隔をおいて2回行う。 ・15歳の誕生日以降に開始した場合 3回 標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。

★接種間隔に関する注意点

異なる注射生ワクチン同士の接種間隔は、27日以上おこななければならないと定められています。(2種類以上の予防接種を同時に接種することは、医師が特に必要と認めた場合は行うことができます。)

★接種する際の注意事項

- ①予防接種を受ける前日は、入浴し清潔にしておきましょう。当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体温は病院や保健センターでも必ず測定します。
- ②小冊子「予防接種と子どもの健康」を読んで、予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。理解した上で、接種に同意したときに限り接種が行われます。不明な点は接種医に相談しましょう。
- ③予防接種を受ける際は、必ず母子健康手帳をご持参ください。予診票はお子さんの大切な情報です。記入漏れのないようにしてください。予診票は新生児訪問時に配布しておりますが、市内委託医療機関の窓口、健康増進課、保健センターにもあります。

★料金について

定期予防接種は、対象期間内に受ける場合に限り無料です。対象期間内に受けることができない場合は、任意接種(有料)となります。

★定期予防接種を市外や県外で受けた場合

県内であれば、『宮城県広域化予防接種実施医療機関(県内の医療機関)』でも接種を受けることができますので、事前にご連絡ください。県外での接種を希望する場合は、事前申請が必要になります。

★健康被害救済制度について

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、健康被害が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。定期予防接種については「予防接種健康被害救済制度」、任意予防接種は「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する救済制度」の対象となる場合があります。給付申請の必要が生じた場合は、接種医や診察医、健康増進課にご相談ください。

★市内委託医療機関(予約制)

医療機関名	電話番号	ロタ		B型肝炎	小児用肺炎球菌	5種混合	結核(BCG)	麻しん風しん混合	水痘	日本脳炎	二種混合	子宮頸がん予防	RSウイルス感染症	おたふくかぜ
		ロタリックス	ロタテック											
いたのこどもクリニック	29-4110	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スズキ記念病院	23-3111	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スマイル結城クリニック	36-9380	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
森川こどもクリニック	25-2711	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田内科医院	22-2693	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
山本クリニック	22-2630	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×



<任意予防接種費用の一部助成について>

おたふくかぜワクチン

- 対象 : 岩沼市に住所を有する、1歳以上3歳未満の幼児
(おたふくかぜワクチンを接種したことがある方、おたふくかぜにかかったことがある方は対象外です)
- 助成額 : 2,500円
- 助成方法 : 2,500円を超えた額を医療機関窓口でお支払いください。
- 持ち物 : 母子健康手帳(予診票は医療機関でもらってください)

※おたふくかぜワクチンを委託外医療機関で接種する場合

一旦窓口で全額お支払いください。償還払いによる助成を行いますので、接種後1年以内に健康増進課で助成申請をしてください。

- 申請に必要なもの
- ①助成申請書(健康増進課にあります。ホームページでダウンロードもできます)
 - ②領収書原本(ワクチン名・接種日・接種料金が記載されているもの)
 - ③母子健康手帳 ④通帳(振込先がわかるもの)

<市ホームページ>
「おたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成について」のページはこちら



<問い合わせ先>
岩沼市健康福祉部健康増進課
☎23-0410